



施策の方向	Ⅱ-4-22-(1)計画的な土地利用の推進
-------	-----------------------

### 1 当該年度の実施計画(Plan)

前年度評価に対する今年度の実施(改善)計画	引き続き都市計画マスタープランに沿って各種施策が実施されるように進捗を管理していく。 立地適正化計画については、パブリック・コメント、都市計画審議会への意見聴取を経て、立地適正化計画を策定する。
【行革取組項目】 今年度の実施計画	【72 立地適正化計画策定事業】 立地適正化計画については、パブリック・コメント、都市計画審議会への意見聴取を経て、立地適正化計画を策定する。

### 2 実施計画に対する取組内容(Do)

実施(改善)計画に対する今年度の取組内容	令和2年を目標年次とする第2次三島市都市計画マスタープランに沿って各種施策が実施されるように、定期的に事業担当課に確認するとなどして、施策の進捗を管理していく。 立地適正化計画については、4月から5月にかけてパブリック・コメントを実施し、6月頃の都市計画審議会への意見聴取を経て、立地適正化計画を策定する。
【行革取組項目】 計画期間の取組内容(進め方)	【72 立地適正化計画策定事業】 立地適正化計画については、4月から5月にかけてパブリック・コメントを実施し、6月頃の都市計画審議会への意見聴取を経て、立地適正化計画を策定する。

### 3 実施内容に対する評価(Check)

実施(改善)計画に対する今年度の評価	都市計画マスタープランの進捗については、全施策数85に対し、54施策が着手済みとなっており、順調に事業が実施されている。 立地適正化計画については、4月から5月にかけてパブリック・コメントを実施し、7月の都市計画審議会への意見聴取を経て、8月に策定した。 計画の内容、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に関する届出について、市民や関係団体に周知を行った。
【行革取組項目】 実施計画に対する今年度の評価	【72 立地適正化計画策定事業】 立地適正化計画については、4月から5月にかけてパブリック・コメントを実施し、7月の都市計画審議会への意見聴取を経て、8月に策定した。 また、計画の内容、居住誘導区域及び都市機能誘導区域に関する届出について、市民や関係団体に周知を行った。

### 4 評価結果に対する改善内容(Action)

次年度の事業のあり方(改善措置)	自然環境と都市的環境が調和した都市づくりを推進するため、引き続き、都市計画マスタープランに沿って各種施策が実施されるように進捗を管理していくとともに、第2次都市計画マスタープランの計画期間が令和2年度で終了するため、令和3年度以降を計画期間とする第3次都市計画マスタープランを策定する。 立地適正化計画については、引き続き、計画の内容、届出制度等の周知・事務手続きを行うとともに、計画書に定めた目標値に対し数値を管理していく。
【行革取組項目】 次年度の対応方針	【72 立地適正化計画策定事業】 立地適正化計画については、引き続き、計画の内容、届出制度等の周知・事務手続きを行うとともに、計画書に定めた目標値に対し数値を管理していく。

## 5 業務計画

事業名	手段・業務内容 No.	活動指標	目標及び実績						今後の取組み方針		行政改革 大綱にお ける取組
			年度	H28	H29	H30	R01	R02	改善内容、終了・休止理由、 目標値変更理由等		
1 第2次三島市都市 計画マスタープラン 推進事業	1	実施施策数/全施策に よる進捗率	目標	56%	57%	58%	59%	60%	維持		
			実績	59%	62%	64%	64%				
			達成状況	達成	達成	達成	達成				
2 立地適正化計画 策定事業 【行革取組番号72】	1	庁内ワーキングの開 催回数	目標	3回	3回				終了	計画策定にかかる庁内ワーキン グは、29年度までに終了し、計画 案を策定したので、今後は必要に 応じ関係課と個別に協議をしてい く。	○
			実績	3回	3回						
			達成状況	達成	達成						
			目標								
			実績								
			達成状況								
			目標								
			実績								
			達成状況								



施策の方向	Ⅱ-4-22-(2)良好な市街地の形成
-------	---------------------

### 1 当該年度の実施計画(Plan)

前年度評価に対する今年度の実施(改善)計画	引き続き、計画に沿って各種施策が実施されるように施策の進捗を管理していく。
【行革取組項目】 今年度の実施計画	【73 地区計画推進事業】 市街化調整区域の地区計画が必要な区域のうち、短期適用地区に位置付けられた地区や都市計画提案制度の提案が見込まれる地区について都市計画決定手続を進めていく。

### 2 実施計画に対する取組内容(Do)

実施(改善)計画に対する今年度の取組内容	都市計画マスタープランの進捗管理と、行革取組項目に掲げた「地区計画推進事業」がリンクすることから、下記のとおり「地区計画推進事業」における取組を推進する。
【行革取組項目】 計画期間の取組内容(進め方)	【73 地区計画推進事業】 市街化調整区域内の塚原優良田園住宅地区、及び市街化区域内の三島駅南口東街区、三ツ谷工業団地の案件について、県関係課との協議や都市計画審議会など都市計画決定に向けた手続を進める。

### 3 実施内容に対する評価(Check)

実施(改善)計画に対する今年度の評価	都市計画マスタープランの進捗については、全施策数85に対し、54施策が着手済みとなっており、順調に事業が実施されている。その中で地区計画については、市街化調整区域内の塚原優良田園住宅地区計画の都市計画決定を行った。
【行革取組項目】 実施計画に対する今年度の評価	【73 地区計画推進事業】 塚原新田優良田園住宅地区計画の都市計画決定を行った。

### 4 評価結果に対する改善内容(Action)

次年度の事業のあり方(改善措置)	自然環境と都市的環境が調和した都市づくりを推進するため、引き続き、都市計画マスタープランに沿って各種施策が実施されるように進捗を管理していく。 また、良好な街区の形成と地区住民の意向が反映されたきめ細かなまちづくりを推進するため、市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針や都市計画提案制度の活用などにより、地区計画の導入を推進する。
【行革取組項目】 次年度の対応方針	【73 地区計画推進事業】 市街化調整区域における地区計画適用の基本的な方針や都市計画提案制度の活用などにより、地区計画の導入を推進する。

## 5 業務計画

事業名	手段・業務内容 No.	活動指標	目標及び実績						今後の取組み方針		行政改革 大綱にお ける取組
			年度	H28	H29	H30	R01	R02	改善内容、終了・休止理由、 目標値変更理由等		
1 地区計画推進事業 【行革取組番号73】	1	市街化調整区域の地区計画の推進 地区計画の都市計画決定箇所数	目標	3箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	維持		○
			実績	1箇所	2箇所	2箇所	1箇所				
			達成状況	未達成	達成	達成	達成				
			目標								
			実績								
			達成状況								
			目標								
			実績								
			達成状況								
			目標								
			実績								
			達成状況								

施策の方向	Ⅱ-4-22-(2)良好な市街地の形成
-------	---------------------

**6 各事務事業に対する事業費**

予算費目の事業名、補助金(細節)名	事業費										次年度の コスト方向 性	決算額増減の理由・改 善状況等	行政改革 大綱におけ る取組
	H28歳出(千円)		H29歳出(千円)		H30歳出(千円)		R01歳出(千円)		R02歳出(千円)				
	予算額	(うち一般財源)	予算額	(うち一般財源)	予算額	(うち一般財源)	予算額	(うち一般財源)	予算額	(うち一般財源)			
	決算額	(うち一般財源)	決算額	(うち一般財源)	決算額	(うち一般財源)	決算額	(うち一般財源)	決算額	(うち一般財源)			
1 東駿河湾広域都市計画区域見直し事業 (施策22-(1)再掲) 01,08,05,01,020,02													○

施策の方向	Ⅱ-4-22-(3)適正な土地利用への誘導
-------	-----------------------

### 1 当該年度の実施計画(Plan)

前年度評価に対する今年度の実施(改善)計画	土地利用事業の承認、開発行為の許可、国土利用計画法による土地取引などについて、引き続き、適正な処理に努める。
【行革取組項目】 今年度の実施計画	

### 2 実施計画に対する取組内容(Do)

実施(改善)計画に対する今年度の取組内容	適正な土地利用への誘導の一環として土地利用事業の承認や開発行為の許可、国土利用計画法の届出などについて、適正な処理を実施する。
【行革取組項目】 計画期間の取組内容(進め方)	

### 3 実施内容に対する評価(Check)

実施(改善)計画に対する今年度の評価	土地利用事業の承認、開発行為の許可、国土利用計画法による土地取引などについて、いずれも処理ができています。
【行革取組項目】 実施計画に対する今年度の評価	

### 4 評価結果に対する改善内容(Action)

次年度の事業のあり方(改善措置)	無秩序な開発などを防止し、良質な開発の誘導を図るため、引き続き、土地利用事業の承認、開発行為の許可、国土利用計画法による土地取引などについて、適正な処理に努める。
【行革取組項目】 次年度の対応方針	



## 5 業務計画

事業名	手段・業務内容 No.	活動指標	目標及び実績						今後の取組み方針 改善内容、終了・休止理由、 目標値変更理由等	行政改革 大綱にお ける取組	
			年度	H28	H29	H30	R01	R02			
1 土地対策事業	1	土地利用事業の承認 や都市計画法に基づく 開発許可のための審 査を行う。	土地利用事業の承認 や都市計画法に基づく 開発許可のための審 査	目標	適正処理	適正処理	適正処理	適正処理	適正処理	維持	
				実績	適正処理	適正処理	適正処理	適正処理			
				達成状況	達成	達成	達成	達成			
2 土地取引規制事 業	1	国土利用計画法の届 出にかかる受付	国土利用計画法の届 出の受付	目標	適正処理	適正処理	適正処理	適正処理	適正処理	維持	
				実績	適正処理	適正処理	適正処理	適正処理			
				達成状況	達成	達成	達成	達成			
				目標							
				実績							
				達成状況							
				目標							
				実績							
				達成状況							



